

総量削減義務と排出量取引制度における 都外クレジット*算定ガイドライン

*都外クレジットとは、
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項
第2号ウの「都外削減量」をいう。

2024（令和6）年9月

（第4計画期間版）

東京都環境局

目 次

第1部 はじめに.....	1
第1章 本ガイドラインの目的.....	1
1 本ガイドラインの目的.....	1
2 本ガイドラインの位置付けと構成.....	1
第2章 都外クレジットの考え方.....	3
1 基本的な考え方.....	3
2 算定・申請可能な事業所.....	3
3 クレジットの利用条件.....	4
4 都外クレジット発行のための全体フロー.....	5
第2部 都外クレジットの算定方法.....	6
第1章 算定のフロー.....	6
第2章 算定・申請要件の確認.....	7
1 算定対象の特定.....	7
2 事業所の規模の確認.....	7
3 対策実施の程度の確認.....	8
第3章 削減量の算定.....	12
1 削減量の基本算定式.....	12
2 基準排出量.....	14
3 特定温室効果ガス排出量の算定.....	15
4 削減目標率.....	15
5 削減量算定期間.....	16
第3部 認定申請等の手続.....	18
第1章 都外クレジットを発行するための全体のフロー.....	18
第2章 都外クレジット算定方法等申請書の作成・提出（当初申請）.....	20
1 申請者.....	20
2 都外クレジット算定方法等申請書等の作成.....	20
3 検証機関による検証.....	211
4 提出書類.....	21
5 東京都の確認及び認定の通知.....	22
第3章 都外クレジット算定報告書の作成・提出（毎年度の報告）.....	23
1 都外クレジット算定報告書の作成.....	23
2 検証機関による検証.....	23
3 提出書類.....	24
4 東京都の確認.....	24
第4章 都外クレジット削減量認定申請書の作成・提出（削減量認定申請）.....	25

1 都外クレジット削減量認定申請書の作成.....	25
2 検証機関による検証	25
3 提出書類.....	26
4 東京都の確認及び認定の通知.....	26
第5章 都外クレジットの発行の申請	27
第6章 都外クレジットの有効期間.....	27
第7章 事業所の名称等の変更	28
1 事業所の名称等の変更.....	28
2 所有者又は設備更新権限を有する者の変更.....	28
3 クレジット同意受け者の変更.....	28
A号様式 都外クレジット算定方法等申請書	
B号様式 都外クレジット算定計画書	
C号様式 都外クレジット算定報告書届出書	
D号様式 都外クレジット算定報告書	
E号様式 都外クレジット削減量認定申請書	
F号様式 都外クレジットに係る事業所の名称等変更届	
G号様式 都外クレジットに係る所有者等変更届	
H号様式 都外クレジット算定方法等認定（認定拒否）通知書	
I号様式 都外削減量認定（認定拒否）通知書	

第 1 部 はじめに

第 1 章 本ガイドラインの目的

1 本ガイドラインの目的

平成 20（2008）年 6 月 25 日に、東京都議会において全会一致で都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）の改正が可決され、大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（以下「本制度」という。）の導入が決定した。

本制度においては、削減義務の履行手段として、自らの事業所での削減に加え、他者の削減量、環境価値等の取得が可能である。都外クレジットは、条例第 5 条の 11 第 1 項第 2 号ウに都外削減量として規定されており、都外の大規模事業所の排出削減量を取引によって都内の総量削減義務対象事業所（以下「都内大規模事業所」という。）の義務充当に使用できる。

本ガイドラインは、第 4 計画期間において、都外クレジットを一定の基準に基づき正確に算定するための手順を記載したものである。

2 本ガイドラインの位置付けと構成

(1) 本ガイドラインの位置付け

本制度では、排出量取引により、他事業所の特定温室効果ガス（燃料、熱又は電気（以下、「燃料等」という。）の使用に伴って排出される CO₂）の削減量及び環境価値を特定温室効果ガスの削減量に換算した量である次の 5 種類の量を取得して、削減義務に充当することができる。

- ・ 超過削減量
- ・ 都内中小クレジット
- ・ 再エネクレジット
- ・ 都外クレジット
- ・ 埼玉連携クレジット

本ガイドラインは、上記のうち都外クレジットの量の算定方法及び認定申請方法について定めるものである。

(2) 本ガイドラインの構成

第1部は、本ガイドラインの概要、位置付け及び都外クレジットの考え方について記載したものである。

第2部は、都外クレジットの算定方法について具体的に示したものである。

都外クレジットの算定に必要となる、算定のフロー、算定・申請要件、基準排出量の設定、削減量の算定方法について順を追って記載している。

第3部は、提出が必要な書類等の手続について示したものである。

当初申請書の作成及び認定から、毎年度の算定報告書の作成及び削減量の認定までの流れについて記載している。

第2章 都外クレジットの考え方

1 基本的な考え方

全国的な範囲で事業活動を行っている事業者は、効果的な温室効果ガス排出量の削減について全国的な視点で判断し、削減対策を実施する事業所を決定することもある。そのことを考慮し、本制度の目的は都内の大規模事業所における温室効果ガス排出量の削減ではあるが、都外に位置する事業所における特定温室効果ガス排出量の削減も、限定的に削減義務への充実に利用できるようにしたものである。

都外クレジットは、基本的には、基準排出量（事業所の範囲における削減の基準となる年度の平均的な排出量により算定する。）と算定対象年度の排出量との差分により求めるものであり、仮定に基づくベースライン排出量からの削減量ではない。

また、基準排出量と算定対象年度の排出量との差分の全てを都外クレジットとして認めるのではなく、削減対策によって削減されたものであることを要するとともに、都内大規模事業所と同様に一定の削減義務がかかっているものと仮定して、その量を上回る削減量についてのみ、認めるものである。

なお、都外クレジットは、特定温室効果ガス（燃料等の使用に伴って排出される CO₂）の排出量の削減に限られ、その他ガス（特定温室効果ガス以外の CO₂、CH₄、N₂O、PFC、HFC、SF₆、NF₃）の削減については算定できない。

2 算定・申請可能な事業所

条例第5条の11第1項第2号ウ及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第4条の11の3の規定並びに本ガイドラインで定めるところにより、都外クレジットを算定・申請する事業所（以下「都外大規模事業所」という。）は、次の要件を満たさなければならない。詳細は、第2部第2章を参照すること。

- ① 都外（日本国内に限る。）の事業所（発電所及び変電所*を除く。）であること。
- ② 1年間のエネルギー使用量が、原油換算で1,500kL以上であること。
- ③ 基準排出量が15万tCO₂以下であること。
- ④ 基準年度における地球温暖化対策の推進の程度が「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」に規定する基準に適合すること。
- ⑤ 当初申請時において計画されている特定温室効果ガス排出量削減対策（省エネ設備及び事業所範囲内から供給される再エネ設備の導入による対策に限る。以下「設備導入対策」という。）の実施による推計削減率が基準年度より後の年度の対策で

* 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者及び同項第15号に規定する発電事業者の発電所及び変電所に限る。

27%以上であり、かつ、削減量認定申請時において実際に実施された設備導入対策による推計削減率が 27%以上であること。ただし、事業所の使用開始から起算して都外クレジット算定可能年度が5か年度以下の場合は6%、10か年度以下の場合は13%、15か年度以下の場合及び15か年度を上回る場合で基準年度を令和4(2022)年度から令和6(2024)年度までとした事業所(第3章2(2)参照)は20%となる。

- ⑥埼玉県の実業所の場合、埼玉県目標設定型排出量取引制度において、超過削減量を発行するために埼玉県への申請、届出等をしていないこと。
- ⑦東京都・埼玉県以外の事業所の場合、埼玉県目標設定型排出量取引制度において、県外クレジットの申請、届出等をしていないこと。
- ⑧排出量の削減の実績が削減目標量（第1計画期間開始年度から都外クレジットの算定が可能な事業所の場合、基準排出量×50%）を超えないときは、都外クレジットは認定・発行されない。なお、削減目標量については第2部第3章4を参照。

3 クレジットの利用条件

(1) 発行可能量の上限（売り手側[※]の制限）

都外クレジットは、都内大規模事業所における超過削減量と同様、削減対策によらずに排出量が大幅に減少した事業所が、過大な削減量売却益を得ることがないように、一定の上限を超えた削減量については認めない。また、延床面積の大幅な減少があった場合には基準排出量を減少するなどの措置を用意する。なお、発行可能量の上限の詳細は第2部第3章1削減量の基本算定式に示す。

(2) 充当可能量の上限（買い手側[※]の制限）

都外クレジットは、削減義務量に無制限に充当できるものではなく、都内大規模事業所ごとに、その削減義務量の3分の1までしか充当できない。例えば、基準排出量が1万tCO₂、削減義務率が50%の事業所の場合、削減義務期間5年間合計の削減義務量は25,000tCO₂となるが、このとき当該事業所が削減義務に充当できる都外クレジットは、約8,300tCO₂が上限となる。

(3) 発行・移転可能な制度

都外クレジットは、本制度でのみ発行や移転が可能である。埼玉県目標設定型排出量取引制度の口座に発行・移転することはできない。

[※] ここでは、便宜的に「売り手」「買い手」という言葉を用いたが、都外クレジットの移転は、必ずしも売買による必要はなく、同一法人内での移転の場合など無償の取引も可能である。

また、都外クレジットの元となる削減量を埼玉県目標設定型排出量取引制度の超過削減量又は埼玉県外クレジットとして二重に利用することはできない。既に義務充当を行った都外クレジットの元となる削減量について、埼玉県目標設定型排出量取引制度においてクレジット化して、削減目標の達成に利用した場合、東京都における義務充当は効力を失う。

4 都外クレジット発行のための全体フロー

(1) 全体フロー

都外クレジット発行のために必要な手続は次のとおり。

- ア 都外大規模事業所は、事前に、その事業所範囲、基準排出量、その他都外クレジットの算定方法等について、都外クレジット算定方法等申請書を作成し、検証機関の検証を受けた後、東京都へ申請（以下「当初申請」という。）を行い、東京都の認定を受ける。（詳細は第3部第2章参照）
- イ 毎年度、都外クレジット算定報告書を作成し、検証機関の検証を受けた後、東京都へ報告（以下「毎年度の報告」という。）する。（詳細は第3部第3章参照）
- ウ 都外クレジットの削減量算定期間の終了後、都外クレジット削減量認定申請書を作成し、検証機関の検証を受けた後、東京都へ認定申請（以下「削減量認定申請」という。）を行い、東京都の認定を受ける。（詳細は第3部第4章参照）
- エ 東京都へ都外クレジットの発行を申請する。（詳細は第3部第5章及び「総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン」参照）
- オ 東京都が都外クレジットを申請者の開設した一般管理口座に発行する。

(2) 都外クレジットの有効期間

東京都から発行された都外クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の算定対象年度に応じて異なる。具体的には、次のとおりとなる。

- ・ 令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度までの削減量
第3計画期間（令和2（2020）年度から令和6（2024）年度）及び第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度）で利用可能
- ・ 令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの削減量
第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度）で利用可能
※2030年度以降の取扱いについては、別途本ガイドラインを改定する。

第2部 都外クレジットの算定方法

第1章 算定のフロー

都外クレジットの算定は、図1の手順で行う。削減量算定の基礎となる特定温室効果ガス排出量の算定に当たっては、公正性、網羅性、正確性等を確保することが求められる。このため、「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン（以下「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」という。）」に記されたルールに従って算定を行う必要がある。特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインでは、公正性、網羅性を確保するため、公的届出資料を多く引用するとともに、ルールに則って算定されていることについて、東京都に登録のある検証機関（以下「検証機関」という。）による検証を行うこととなっている。

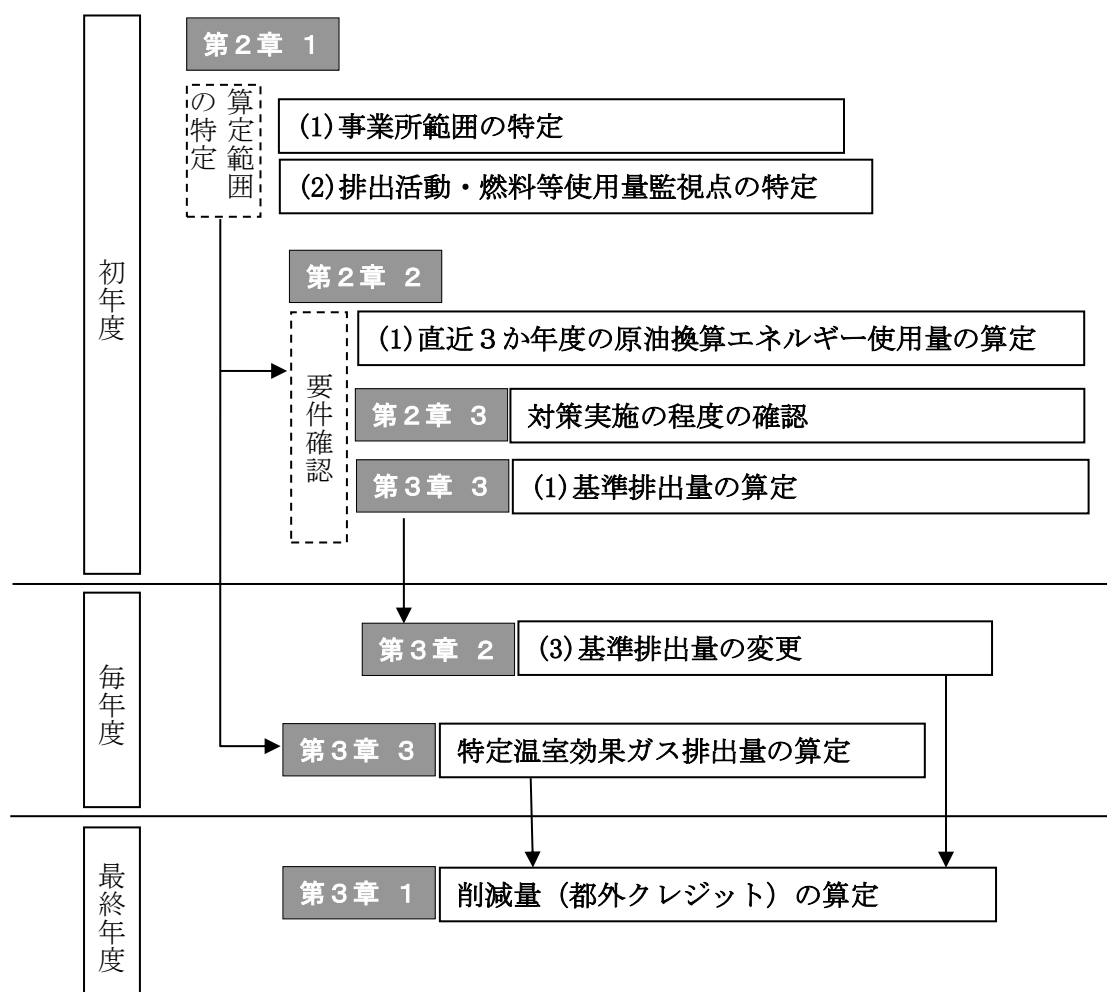


図1 都外クレジットの算定フロー

第2章 算定・申請要件の確認

都外大規模事業所において都外クレジットを算定し、その量の認定を申請するためには、事業所の規模及び排出量削減対策の実施の程度について、一定の要件を満足する必要がある。

本章では、都外大規模事業所が、その要件に該当するかどうかの確認の方法について説明する。

1 算定対象の特定

(1) 事業所範囲の特定

まず、事業所の規模等を確認するための前提として、都外クレジットを算定する単位となる事業所範囲を特定する。

事業所範囲のとりえ方は、都内大規模事業所と同様である。建物又は施設を基本としつつ、次の2点を踏まえて決定する。

- ・複数の建物又は施設の間、エネルギー管理の連動性があるか。
 - ・近接し、又は隣接している建物において、共通の所有者がいるか。
- 詳細は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインを参照する[こと](#)。

(2) 排出活動・燃料等使用量監視点の特定

都外大規模事業所の特定温室効果ガス排出量を算定するため、(1)に基づく事業所範囲における排出活動及び燃料等使用量監視点を特定する。

排出活動・燃料等使用量監視点の特定の方法は、都内大規模事業所と同様である。算定の対象とするもの及び除外するものは、基本的には、次のとおりである。

- ・算定の対象 事業所範囲における燃料の燃焼、外部から供給された電気及び熱の使用
 - ・算定の対象から除外するもの 事業所外を移動する自動車等への供給等
 - ・算定対象から除くことができるもの 少量排出、工事のための燃料等の使用
- 詳細は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインを参照する[こと](#)。

2 事業所の規模の確認

(1) 直近3か年度の原油換算エネルギー使用量の算定

都外クレジットを算定するためには、次の[3](#)か年度における都外大規模事業所の原油換算エネルギー使用量がいずれも1,500kL以上であることが必要である。

- ・直近3か年度（都外クレジットの算定を開始する年度の前年度までの3か年度）
- ・ただし、年度の途中から都外大規模事業所の使用が開始された場合にあっては、その使用が開始された年度は3か年度に含めない。

この場合においては、当該3か年度の翌年度（平成22（2010）年度以降の年度に限る。）から都外クレジットを算定できる。

各年度の原油換算エネルギー使用量については、それぞれの年度における燃料等使用量から算定する。燃料等使用量の把握及び原油換算エネルギー使用量の算定の方法は、都内大規模事業所と同様である。詳細は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインを参照すること。

（2） 基準年度の特定温室効果ガス排出量の算定

都外クレジットを算定するためには、基準排出量（基準年度における都外大規模事業所の特定温室効果ガス排出量の年間平均値）が15万tCO₂以下でなければならない。

基準年度は、第3章で定める方法により事業者が選択することができるが、基準年度の各年度について、それぞれ燃料等使用量を把握し、特定温室効果ガス排出量を算定する。燃料等使用量の把握及び特定温室効果ガス排出量の算定の方法は、都内大規模事業所と同様である。詳細は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインを参照すること。ただし、都市ガスの単位発熱量は、都市ガス事業者ごとに異なるため、各地域の都市ガス事業者が供給する都市ガスの当該年度の単位発熱量を使用する。また、都市ガスの使用量について、都外の都市ガス事業者から供給を受けている場合は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに従い、標準状態に換算した値を使用する。

3 対策実施の程度の確認

（1） 基準年度における対策推進の程度の確認

都外クレジットを算定するためには、対象とする都外大規模事業所について、基準年度における地球温暖化対策の推進の程度が、一定の基準を満たさなければならない。

この基準については、都内大規模事業所（新規事業所に限る。）が基準排出量を過去の排出量の実績を用いて算定するために求められる地球温暖化対策の推進の程度と同じ基準とし、「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」に定める。

（2） 対策の計画及び推計削減率の算定

都外クレジットの認定を申請するためには、対象とする都外大規模事業所について、当初申請時において計画されている（又は基準年度より後の年度において既に実施された）設備導入対策の実施による推計削減率が27%以上であり、かつ、削減量認定申請時において基準年度より後に実際に実施された設備導入対策による推計削減率が27%以上でなければならない。ただし、事業所の使用開始から起算して都外

クレジット算定可能年度が5か年度以下の場合^は6%、10か年度以下の場合^は13%、15か年度以下の場合及び15か年度を上回る場合で基準年度を令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までとした事業所（第3章2（2）参照）は20%となる。

なお、これは認定申請のための要件であって、実際に削減量として算定される量とは必ずしも一致しないことに留意すること。

ア 当初申請時における推計削減率の算定

当初申請における推計削減率は、都外クレジットの削減量算定期間（詳細は、第3章 5で説明する。）における設備導入対策の効果による特定温室効果ガス排出量の削減量の推定値（以下「推計削減量」という。）の合計を都外クレジット算定期間の各年度の基準排出量の合計で除した値である。

推計削減率の算定の手順としては、（ア）～（ウ）の次のとおりである。

（ア） まず、都外大規模事業所において、基準年度より後の年度に実施する、又は実施した設備導入対策を、実施済みのもの、今後実施予定のものを含めて一覧にする。例えば、令和7（2025）年度に申請する場合において、基準年度を平成14（2002）年度から平成16（2004）年度としたときには、平成17（2005）年度から令和6（2024）年度までに実施した設備導入対策及び令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までに実施した又は実施予定の設備導入対策を挙げる。

なお、設備導入対策に係る工事等において^は、しゅん工（完了）した日に属する年度を実施した年度とする。

（イ） 次に、一覧に挙げた設備導入対策ごとに、基本的に次の式により、年度ごとの推計削減量を計算する。

年度ごとの推計削減量

= (対策実施前のエネルギー使用量 - 対策実施後のエネルギー使用量)
× エネルギー種別ごとの排出係数

エネルギー使用量

= 設備の出力・効率等（定格値、測定値等による値）× 対策実施の規模（台数、容量等）
× 事業活動の状況1（稼働時間等）× 事業活動の状況2（設備負荷の状況等）

※ 事業活動の状況1及び事業活動の状況2については、事業活動の変動による推計削減量への影響を排除するため、対策実施前及び対策実施後の算定のいずれ

においても、対策実施前の値を用いる。なお、再エネ設備の導入対策については、設備ごとに適切な式を用いて算定を行うこと。

設備導入対策ごとに算定された年度ごとの推計削減量を合計し、その合計値を当該設備導入対策の都外クレジット算定期間における推計削減量とする。なお、都外クレジット算定期間の途中で設備導入対策を実施した場合は、当該設備導入対策の効果が生じる年度から都外クレジット算定期間の終了の年度までの期間のみの推計削減量を合計する。

- (ウ) 最後に、一覧に挙げた全ての設備導入対策の都外クレジット算定期間における推計削減量の合計値を、都外クレジット算定期間の各年度の基準排出量の合計値で除して推計削減率を算定する。ただし、都外クレジット算定期間の各年度の基準排出量について、推計削減率算定時点において生じていない事由による基準排出量の変更については考慮しなくてよい。

推計削減率算定の例

都外クレジット算定期間 令和 7 (2025) 年度～令和 11 (2029) 年度
(第 4 計画期間全て)

基準年度 平成 29 (2017) 年度～令和元 (2019) 年度

基準排出量 1 万 tCO₂/年

算定可能年度 6 か年 (令和 7 (2025) 年度時点)

対策 1 : 高効率照明 (LED) の導入 (令和 6 (2024) 年度実施)

対策 2 : 熱源設備の更新 (令和 8 (2026) 年度実施)

対策 1 の年度ごとの推計削減量 300tCO₂/年

対策 2 の年度ごとの推計削減量 3,000tCO₂/年

都外クレジット算定期間における推計削減量 (下表のとおり)

	<u>令和</u> <u>7 年度</u> <u>2025 年度</u>	<u>令和</u> <u>8 年度</u> <u>2026 年度</u>	<u>令和</u> <u>9 年度</u> <u>2027 年度</u>	<u>令和</u> <u>10 年度</u> <u>2028 年度</u>	<u>令和</u> <u>11 年度</u> <u>2029 年度</u>
対策 1	300tCO ₂	300tCO ₂	300tCO ₂	300tCO ₂	300tCO ₂
対策 2		(対策実施)	3,000tCO ₂	3,000tCO ₂	3,000tCO ₂

推計削減量 = 300tCO₂/年 × 5 年 + 3,000tCO₂/年 × 3 年 = 10,500tCO₂

推計削減率 = 10,500tCO₂ ÷ (1 万 tCO₂/年 × 5 年) = 21%

推計削減率が 13%以上となっているので、算定・申請可能と判断される。

イ 削減量認定申請時における推計削減率の算定

削減量認定申請時における推計削減率は、都外クレジット算定期間に実際に実施した設備導入対策の推計削減量の合計を都外クレジット算定期間の各年度の基準排出量で除して算出する。

推計削減率の算定の手順は、基本的に当初申請時と同様であるが、当初申請時に計画した設備導入対策のうち実際に実施したものについては、当初申請時の計算方法の設備の出力・効率等や対策実施の規模に対応する実績値を用いて削減量を算出するものとする。ただし、事業活動の状況については、対策実施前の値を用いる。当初申請時に計画していない設備導入対策については、[9](#)頁ア（イ）の基本算定式を用いて新たに削減量を算出する。

第3章 削減量の算定

第2章で説明した算定・申請の要件を満足した都外大規模事業所において、都外クレジットを算定する方法について、本章で説明する。

1 削減量の基本算定式

都外クレジットは、基準排出量から年度排出量を減じて得た量のうち、目標削減量を超えて削減した量に占める省エネ対策及び再エネ利用（オンサイト・オフサイト）による削減相当量（基準排出量の8%を上限）をクレジットとして発行することができる。また、都外クレジットは、削減量算定期間全体で算定するものとする。

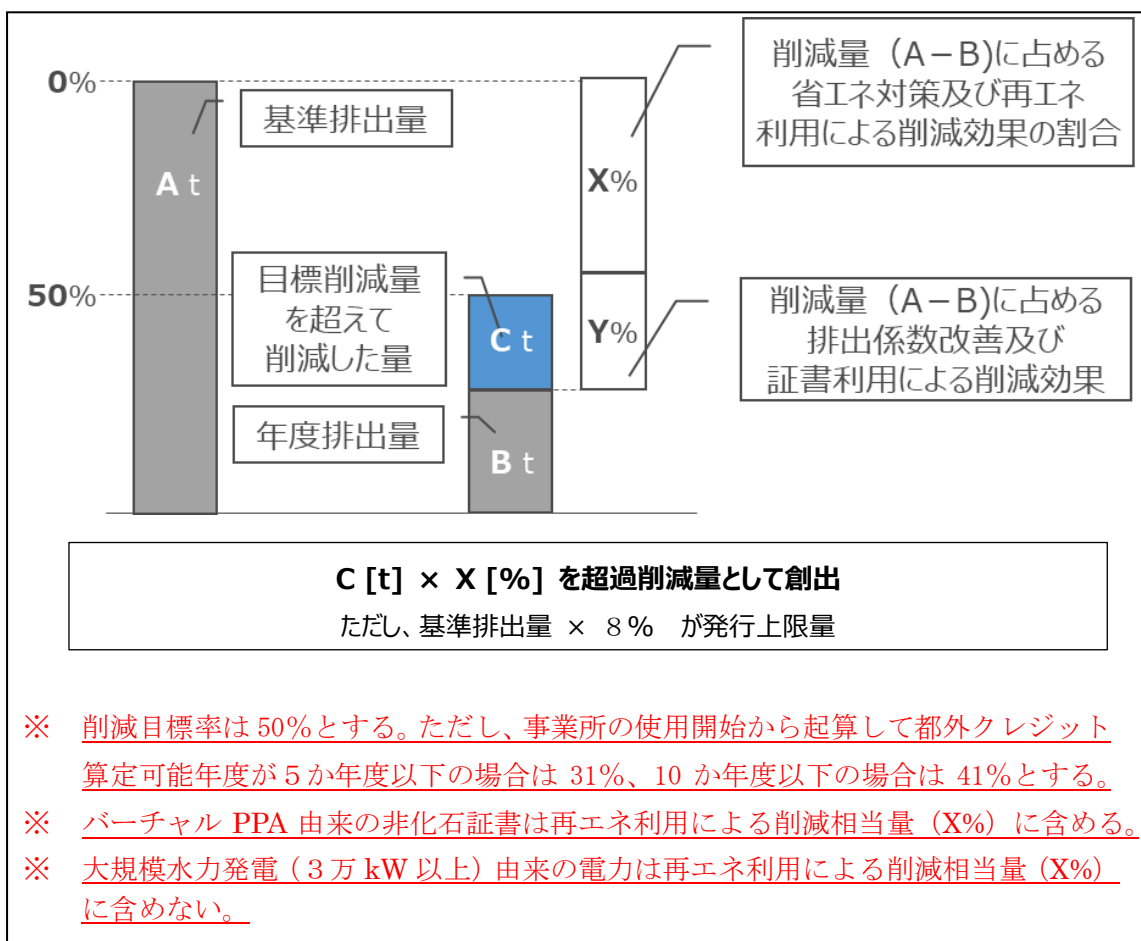
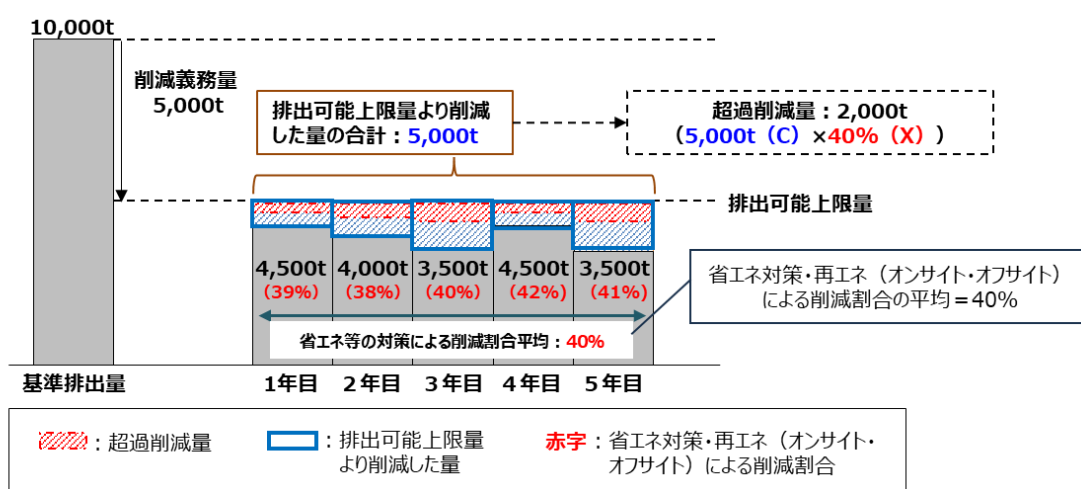


図2 都外クレジット（削減量）の算定方法

- 基準排出量 10,000 t、削減義務率 50%、目標削減量を超えて削減した量 (C) 5,000 t の事業者
- 5年間の総削減量 30,000 t (5,500+6,000+6,500+5,500+6,500) のうち、12,000 t が省エネ対策及び再エネ (オンサイト・オフサイト) 導入によるもの、18,000 t が電気の排出係数改善及び証書利用によるもの。
- この事業所の計画期間 5年分の超過削減量は、2,000 t 【5,000 t (C [t]合計値) ×40% (計画期間全体の X [%])】となる。
- 基準排出量の合計値 (50,000 t) の 8% が上限値 (4,000t) となるので、超過削減量全量 2,000 t が都外クレジットとなる。



※都外クレジットが発行できない場合

- 計画期間中の排出可能上限量より削減した量の合計が 0 t 以下の場合、都がクレジットの発行はできない。

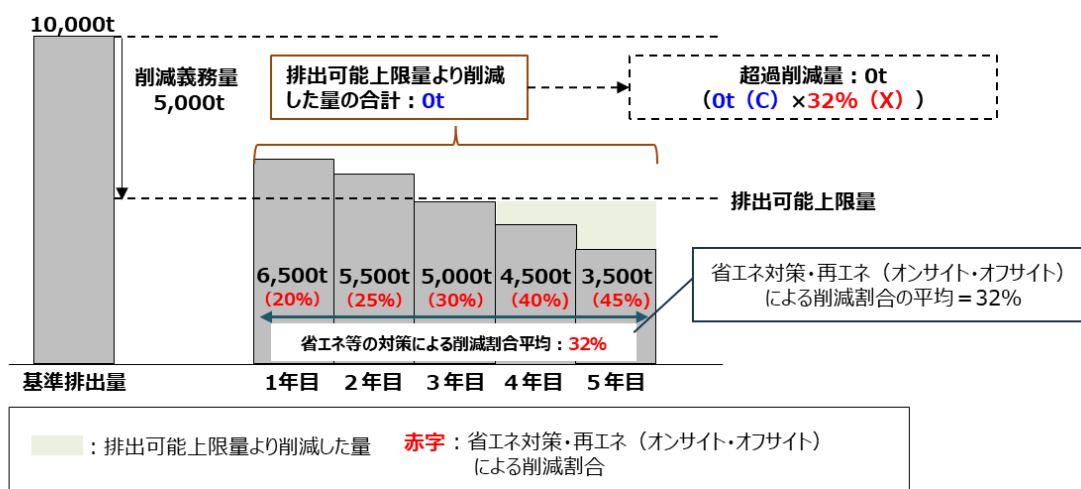


図3 都外クレジット (削減量) の5年分の試算例 (削減目標率 50%の場合)

2 基準排出量

(1) 基準排出量の算定

基準排出量は、次の式により求める。

$\text{基準排出量} = \text{基準年度の特定制温室効果ガス排出量の平均の量}$ <p>※基準年度は、(2) で定める方法により事業者が選択する3か年度、2か年度又は<u>1</u>か年度</p>
--

なお、都内大規模事業所の基準排出量の算定方法である排出標準原単位を用いた方法は、用いることができない。

(2) 基準年度の決定

基準年度は、次のアからウまでに基づき決定する。ただし、決定した基準年度における特定温室効果ガス排出量及び特定温室効果ガス排出量削減対策の推進の程度は、第2章で説明した都外クレジットを算定・申請できる要件に関係するため、基準年度の選択に当たっては、その年度の特定温室効果ガス排出量が平均15万tCO₂以下であること及び特定温室効果ガス排出量削減対策の推進の程度が十分であることにも留意すること。

ア 都外クレジットの算定開始年度が平成22(2010)年度の事業所の場合

この場合の基準年度は、平成14(2002)年度から平成19(2007)年度までの間のいずれか連続する3か年度のうちから、都外クレジットを算定する事業者が選択する3か年度とする。ただし、当該3か年度のうちにその都外大規模事業所の特定温室効果ガス排出量が標準的でないと認める年度がある場合は、当該年度を除く2か年度とすることができる。

イ 都外クレジットの算定開始年度が平成23(2011)年度以降の事業所の場合

この場合の基準年度は、都外クレジットの算定開始年度の4か年度前の年度から前年度までの、いずれか連続する3か年度で、都外クレジットを算定する事業者が選択する3か年度とする。ただし、当該3か年度のうちにその都外大規模事業所の特定温室効果ガス排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合は、当該年度を除く2か年度又は1か年度(都外クレジットの算定が可能となる最初の年度が平成27(2015)年度以降の場合)とすることができる。

ウ 特例措置

ア又はイのいずれの場合においても、その決定方法では基準年度として不適当であると認められる場合は、知事が適当と認める方法により決定することができる。

また、第4計画期間に限り、ア又はイにおいて、基準年度における特定温室効果ガス排出量が算定できない場合、基準年度は令和4(2022)年度から令和6(2024)年度までとする。この場合、削減目標率は、原則どおり、事業所の使用開始年度を踏まえて設定するものとする。

(3) 基準排出量の変更

算定された基準排出量は、原則として都外クレジット算定年度の全ての年度に共通して用いられるが、都外大規模事業所に著しい状況の変更があった場合には、基準排出量を変更しなければならない。

基準排出量の変更基準及び変更方法は、都内大規模事業所と同様とする。なお詳細は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインを参照すること。

3 特定温室効果ガス排出量の算定

削減量算定期間の各年度について、特定温室効果ガス排出量を算定する。把握・算定の方法は都内大規模事業所と同様である。詳細は特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインを参照すること。ただし、他人から供給された電気、都市ガス及び他人から供給された熱(蒸気・温水・冷水)の対象年度の排出係数は、報告年度に国が公表する数値を使用し、把握できない場合は、事業所で算定した数値を使用することができる。算定した数値については、検証機関による検証を受ける必要がある。さらに、都市ガスの単位発熱量は、都市ガス事業者ごとに異なるため、各地域の都市ガス事業者が供給する都市ガスの当該年度の単位発熱量を使用する。都市ガスの使用量について、都外の都市ガス事業者から供給を受けている場合は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに従い、標準環境状態(温度が25度で圧力が1バールの状態に換算した状態)の値を使用する。

また、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに規定する「事業所範囲の変更」及び「駐車場・倉庫・小学校などの原単位が小さい建物に関する取扱い」は適用しない。なお、第3計画期間については、上記に加え、「低炭素電力の選択に関する取扱い」、「低炭素熱の選択に関する取扱い」及び「高効率コージェネレーションからの電気及び熱の受入れに関する取扱い」についても適用しない。

4 削減目標率

削減目標率は、50%とする。ただし、事業所の使用開始から起算して都外クレジット算定可能年度が5か年度以下の場合は31%、10か年度以下の場合は41%とする。

なお、削減目標率は、都内大規模事業所における削減義務率に相当するものであるが、都内大規模事業所における用途等の区分による削減義務率の設定及び削減義務率の軽減措置（トップレベル事業所の仕組み等）は、適用されない。

5 削減量算定期間

(1) 原則

都外クレジットの削減量算定期間は、基本的には、都内大規模事業所に適用される5か年度ごとの削減計画期間と同じ期間について、その期間内の全ての年度である。すなわち、都外クレジットは、当該期間に属する5か年度の削減量（場合によっては、増加量）を合計して算定され、当該期間中の一部の年度のみを抜き出して算定することはできない。ただし、次の(2)又は(3)により、算定開始年度又は算定終了年度が、削減計画期間内にある場合においては、当該規定が優先され、当該期間中の一部の年度のみが都外クレジットの削減量算定期間となる。

なお、都内大規模事業所については、削減義務期間が終了していなくても一定の条件の下に超過削減量を年度ごとに発行できる仕組みがあるが、都外クレジットについてはこの仕組みは適用されないので、削減量算定期間が終了しなければ都外クレジットは発行されない。

(2) 算定開始年度

都外クレジットの削減量算定期間は、算定開始年度が属する削減計画期間にあつては、算定開始年度から当該削減計画期間の最終年度までとなる。

算定開始年度は、原油換算エネルギー使用量が3か年度（年度の途中から事業所の使用が開始された場合にあつては、当該年度を除く3か年度）連続して年間1,500kL以上となったときの翌年度である。

(3) 算定終了年度

都外クレジットの削減量算定期間は、算定終了年度が属する削減計画期間にあつては、当該削減計画期間の初年度から算定終了年度までとなる。

算定終了年度は、表1の左欄に掲げる状況が生じた場合には、右欄に掲げる年度となり、削減量算定期間が変更（短縮）される。

表 1 算定終了年度

状況	算定終了年度
事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止されたとき	廃止され、又はその全部が休止された日の属する年度の前年度
原油換算エネルギー使用量が年間1,000kL未滿となったとき	1,000kL未滿となった年度の前年度
原油換算エネルギー使用量が3か年度連続して1,500kL未滿となったとき	左記3か年度のうち2年度目
特定温室効果ガス排出量が基準排出量の1/2未滿となったとき	1/2未滿となった年度の前年度

第3部 認定申請等の手続

第1章 都外クレジットを発行するための全体のフロー

都外クレジットを発行するための全体のフローは図4に示すとおりである。

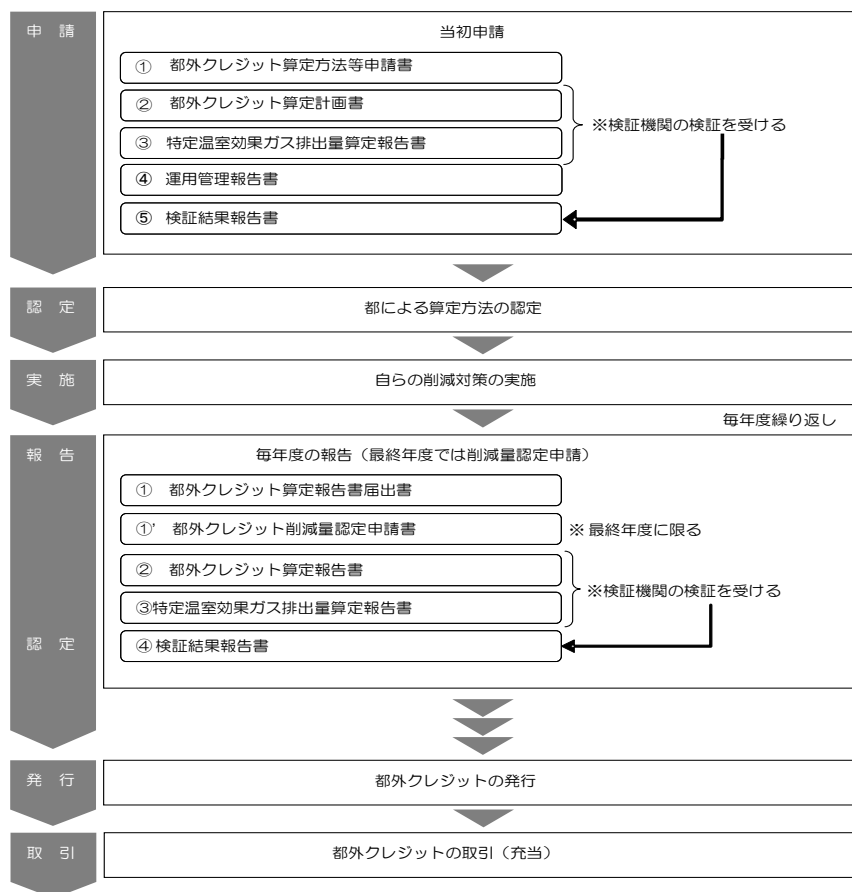


図4 手続のフロー

都外クレジットの算定・申請に当たっては、削減量の実績の報告に先立ち、事業所範囲、排出活動、燃料等使用量監視点、基準排出量等、都外クレジットの算定方法等を決定するための当初申請を行い、東京都の認定を受けなければならない。

当初申請は、「都外クレジット算定方法等申請書」により、都外クレジットの算定開始年度が令和7(2025)年度までの場合にあっては令和8(2026)年9月末日までに、令和8(2026)年度以降の場合にあっては算定開始年度の9月末日までに行わなければならない。

なお、算定開始年度は、第2部第3章5(2)のとおり定まる年度であり、事業者が自由に選択できるものではない。したがって、算定開始年度が令和7(2025)年度まで

となる既存の都外大規模事業所が、令和 8 (2026) 年 9 月末日までの申請を行わなかった場合には、都外クレジットの発行を受けることはできなくなる。

算定開始年度が令和 7 (2025) 年度までの場合における当初申請及び削減量算定報告の一般的なタイムスケジュールは図 5 に示すとおりである。

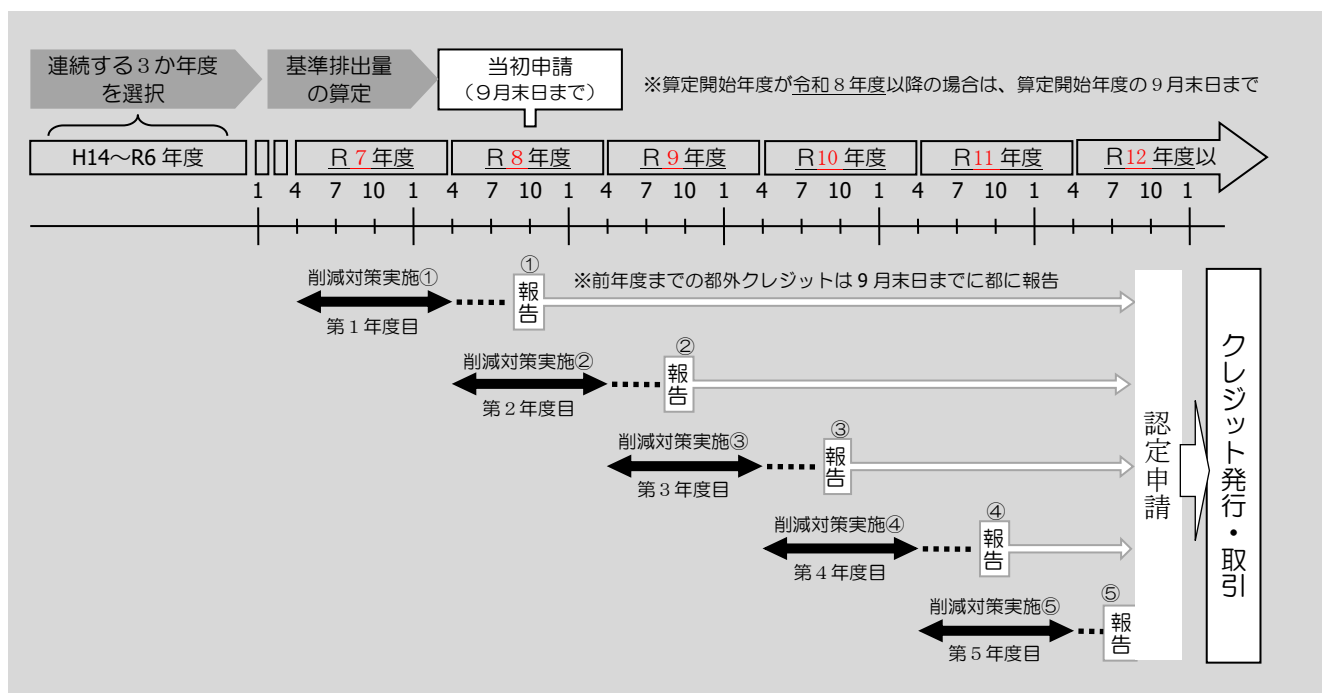


図5 タイムスケジュール

当初申請が都に認定された後は、削減量算定期間の開始年度の翌年度から、削減量算定期間の終了年度まで、毎年度、前年度までの特定温室効果ガス排出量及び想定される都外クレジットの量を算定し、都への報告を行わなければならない。このとき、基準排出量又は算定終了年度を変更すべき「状況の変更」があった場合には、当該変更に係る情報もあわせて報告しなければならない。

削減量算定期間の終了年度の翌年度においては、毎年度の報告に加え、最終的な都外クレジットの量を確定し、その認定をするための削減量認定申請を行う。

毎年度の報告は「都外クレジット算定報告書」により毎年度 9 月末日までに、削減量認定申請は「都外クレジット削減量認定申請書」により削減量算定終了年度の翌年度の 9 月末日までに行わなければならない。

毎年度の報告及び削減量認定申請に当たっては、あらかじめ検証機関の検証を受け、検証結果報告書を添付する。なお、検証を受ける際は、検証機関へ算定根拠書類を提出する必要がある。

第2章 都外クレジット算定方法等申請書の作成・提出（当初申請）

1 申請者

申請者の要件としては、次のいずれかの者とする。

- (1) 都外大規模事業所の所有者
- (2) 都外大規模事業所の設備更新権限を有する者
- (3) (1) 又は (2) の者から都外クレジットを取得することについて同意を得た者

都外大規模事業所において、上記(1)から(3)までに該当する者が複数いる場合は、その中から代表者を一人定めて、申請者としなければならない。なお、都外クレジットは申請者に対して発行されるが、発行後に、申請者以外の者が排出量取引により取得することは可能である。

2 都外クレジット算定方法等申請書等の作成

申請者は、都外大規模事業所について、事業所範囲及び燃料等使用量監視点の設定や算定・申請要件の確認を行い、基準排出量を算定し、次の書類を作成する。

- ① 都外クレジット算定方法等申請書（A号様式）
申請者の氏名、住所及び連絡先、都外大規模事業所の名称及び所在地等を記載するもの
- ② 都外クレジット算定計画書（B号様式）
算定・申請要件の確認のために要する情報（直近3か年度の原油換算エネルギー使用量、基準排出量、推計削減率等）を記載するもの
- ③ 特定温室効果ガス排出量算定報告書（告示第6号様式）
事業所範囲及び燃料等使用量監視点の情報、直近3か年度の原油換算エネルギー使用量及び基準年度の特定温室効果ガス排出量の算定に係る情報等を記載するもの
- ④ 運用管理報告書（「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」第1号様式）

これらのうち、③の特定温室効果ガス排出量算定報告書については、「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書」、「地球温暖化対策計画書」及び「基準排出量決定申請書」で提出される書類と同じ様式である。「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」に従い作成すること。また、④については、「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」を参照すること。

3 検証機関による検証

検証機関による検証は、当初申請においては、都外クレジット算定方法等申請書等の提出書類の内容のうち、次の点について、第三者の立場で確認するものである。

- (1) 算定対象の特定が適切であるか
 - ① 事業所範囲の特定
 - ② 排出活動・燃料等使用量監視点の特定
- (2) 事業所の規模の確認が適切であるか
 - ① 直近3か年度の原油換算エネルギー使用量の算定
 - ② 基準年度の特定温室効果ガス排出量の算定
- (3) 基準年度における対策推進の程度の確認が適切であるか
- (4) 計画されている（又は基準年度より後の年度において既に実施された）設備導入対策の推計削減率が適切に算定されており、かつ、推計削減率が都外クレジット算定可能年度に対し適当であるか

証拠となる根拠書類の確認、燃料等使用量監視点等に関する現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、関係者へヒアリングなどによって行われる。なお、写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。

根拠書類としては、建築基準法の確認申請等の公的書類、配電図等の図面、購買伝票等が用いられる（詳細は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインを参照すること。）。都外大規模事業所は、検証機関による検証を円滑に行うため、都外クレジット算定方法等申請書等の提出書類のほか、これらの根拠書類を事前に準備し、検証当日の検証機関からの要求には速やかに対応するものとする。

4 提出書類

申請者は、都外クレジットの算定開始年度（算定開始年度が令和7（2025）年度までの場合にあつては令和8（2026）年度）の9月末日までに、東京都へ次の書類を提出しなければならない。

- | | |
|----------------------|----|
| ① 都外クレジット算定方法等申請書 | 1部 |
| ② 都外クレジット算定計画書 | 1部 |
| ③ 特定温室効果ガス排出量算定報告書 | 1式 |
| ④ 運用管理報告書 | 1部 |
| ⑤ 申請者の資格を有することを証する書類 | 1部 |
| ⑥ 検証結果報告書 | 1部 |
| ⑦ 申請者の印鑑証明書 | 1部 |

(既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。)

⑥の検証結果報告書については、事業者が作成した②及び③に対して検証を実施した検証機関が発行するものである。

②及び③については、**第1計画**期間に属する年度であっても**第2計画**期間の排出係数を用いて算定すること。**第2計画**期間以降の年度は、特定温室効果ガス排出量算定年度が属する計画期間の排出係数を用いて算定すること。

なお、**第1計画**期間に③を提出している場合は、排出係数のみを変更して作成するものとし、この場合にあつては、検証を受けることを要しない。

5 東京都の確認及び認定の通知

東京都は、都外クレジット算定方法等申請書の内容について、次の点を、検証結果報告書も踏まえて確認し、都外クレジット算定方法等の認定を行う。

(1) 算定対象の特定が適切であるか

- ① 事業所範囲の特定
- ② 排出活動・燃料等使用量監視点の特定

(2) 事業所の規模の確認が適切であるか。

- ① 直近3か年度の原油換算エネルギー使用量の算定
- ② 基準年度の特定温室効果ガス排出量の算定

(3) 基準年度における対策推進の程度の確認が適切であるか

(4) 計画されている(又は基準年度より後の年度において既に実施された)設備導入対策の推計削減率が適切に算定されており、かつ、**推計削減率が都外クレジット算定可能年度に対し適当であるか**

この結果、適切と認められる場合にあつては都外クレジット算定方法等を認定することを、適切と認められない場合にあつては都外クレジット算定方法等が認められないことを「都外クレジット算定方法等認定(認定拒否)通知書(H号様式)」で申請者に対して通知する。

なお、この認定通知は、事業所範囲、基準排出量等の設定が適切であることを認定するだけのものであり、将来における都外クレジットの発行を保証するものではない。

第3章 都外クレジット算定報告書の作成・提出（毎年度の報告）

1 都外クレジット算定報告書の作成

申請者は、当初申請が認定されたときは、削減量算定期間の開始年度の翌年度から、削減量算定期間の終了年度までの毎年度、都外大規模事業所について、前年度の特定制温室効果ガス排出量及び想定される都外クレジットの量を算定し、また、基準排出量又は算定終了年度を変更すべき「状況の変更」があった場合は、その情報を含めて、次の書類を作成する。

① 都外クレジット算定報告書届出書（C号様式）

申請者の氏名、住所及び連絡先、都外大規模事業所の名称及び所在地等を記載するもの

② 都外クレジット算定報告書（D号様式）

都外大規模事業所における前年度までの年度ごとの特定制温室効果ガス排出量、基準排出量及び都外クレジットの削減量算定期間の変更に係る情報等を記載するもの

③ 特定制温室効果ガス排出量算定報告書（告示第6号様式）

前年度の特定制温室効果ガス排出量の算定に係る情報等を記載するもの

これらのうち、③の特定制温室効果ガス排出量算定報告書については、「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書」、「地球温暖化対策計画書」及び「基準排出量決定申請書」で提出される書類と同じ様式である。「総量削減義務と排出量取引制度における特定制温室効果ガス排出量算定ガイドライン」に従い作成を行う。

2 検証機関による検証

検証機関による検証は、毎年度の報告においては、都外クレジット算定報告書等の提出書類の内容のうち、次の点について、第三者の立場で確認するものである。

(1) 算定対象の特定が適切であるか。

① 事業所範囲の特定

② 排出活動・燃料等使用量監視点の特定

(2) 前年度の特定制温室効果ガス排出量が適切であるか。

(3) 実施された設備導入対策の推計削減量が適切に算定されているか。

検証は、証拠となる根拠書類の確認、基準排出量の変更要件に係る状況等に関する現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、関係者へヒアリングなどによって行われる。根拠書類としては、購買伝票等が用いられる（詳細は、特定制温室効果ガス排出量算定ガイドラインを参照すること。）。都外大規模事業所は、検証機関による検証を円滑に行うため、都外クレジット算定方法等申請書等の提出書類のほか、これらの根拠書類を事前に準備し、検証当日の検証機関からの要求には速やかに対応するも

のとする。

3 提出書類

申請者は、削減量算定開始年度の翌年度から、削減量算定終了年度まで、毎年度、9月末日までに、東京都へ次の書類を提出しなければならない。

- | | |
|--------------------|----|
| ① 都外クレジット算定報告書届出書 | 1部 |
| ② 都外クレジット算定報告書 | 1部 |
| ③ 特定温室効果ガス排出量算定報告書 | 1部 |
| ④ 検証結果報告書 | 1部 |
| ⑤ 申請者の印鑑証明書 | 1部 |

(既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。)

④の検証結果報告書については、事業者が作成した②及び③に対して検証を受けた検証機関が発行するものである。

4 東京都の確認

東京都は、都外クレジット算定報告書の内容について、次の点を、検証結果報告書も踏まえて確認する。

- (1) 算定対象の特定が適切であるか
 - ① 事業所範囲の特定
 - ② 排出活動・燃料等使用量監視点の特定
- (2) 前年度の特定温室効果ガス排出量が適切であるか
- (3) 実施された設備導入対策の推計削減量が適切に算定されているか

この結果、適切と認められる場合にあつては、東京都は特段の通知等を行わず、不適切な内容がある場合のみ、都外クレジット算定報告書等の内容の修正を申請者に対して指示する。

東京都からの指示があつた場合には、申請者は速やかに対応しなければならない。

第4章 都外クレジット削減量認定申請書の作成・提出（削減量認定申請）

1 都外クレジット削減量認定申請書の作成

申請者は、削減量認定申請を行うときは、都外大規模事業所について、前年度（削減量算定期間の終了年度）の特定温室効果ガス排出量、最終的に都外クレジットとして認定され得る量（以下「認定可能削減量」という。）及び実際に実施した対策による推計削減率を算定して、次の書類を作成する。なお、前年度において基準排出量又は算定終了年度を変更すべき「状況の変更」があった場合は、その情報も含めて作成する。

① 都外クレジット削減量認定申請書（E号様式）

申請者の氏名、住所及び連絡先、都外大規模事業所の名称及び所在地、認定可能削減量等を記載するもの

② 都外クレジット算定報告書（D号様式）

都外大規模事業所における前年度までの年度ごとの特定温室効果ガス排出量、推計削減率、基準排出量及び都外クレジットの削減量算定期間の変更に係る情報等を記載するもの

③ 特定温室効果ガス排出量算定報告書（告示第6号様式）

前年度の特定温室効果ガス排出量の算定に係る情報等を記載するもの

これらのうち、③の特定温室効果ガス排出量算定報告書については、「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書」、「地球温暖化対策計画書」及び「基準排出量決定申請書」で提出される書類と同じ様式である。「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」に従い作成を行う。

2 検証機関による検証

削減量認定申請においては、都外クレジット削減量認定申請書等の提出書類の内容のうち、次の点について、第三者の立場で確認するものである。

(1) 算定対象の特定が適切であるか。

① 事業所範囲の特定

② 排出活動・燃料等使用量監視点の特定

(2) 前年度の特定温室効果ガス排出量が適切であるか。

(3) 実際に実施した設備導入対策による推計削減率は適切に算定されており、かつ、推計削減率が基準を満たしているか。

(4) 認定可能削減量が適切に算定されているか。

検証は、証拠となる根拠書類の確認、基準排出量の変更要件に係る状況等に関する現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、関係者へヒアリングなどによって行われる。根拠書類としては、購買伝票等が用いられる（詳細は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインを参照すること）。都外大規模事業所は、検証機関に

よる検証を円滑に行うため、都外クレジット算定方法等申請書等の提出書類のほか、これらの根拠書類を事前に準備し、検証当日の検証機関からの要求には速やかに対応するものとする。

3 提出書類

申請者は、削減量算定終了年度の翌年度の9月末日までに、東京都へ提出しなければならない。

- | | |
|--------------------|----|
| ① 都外クレジット削減量認定申請書 | 1部 |
| ② 都外クレジット算定報告書 | 1部 |
| ③ 特定温室効果ガス排出量算定報告書 | 1部 |
| ④ 検証結果報告書 | 1部 |
| ⑤ 申請者の印鑑証明書 | 1部 |

(既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。)

④の検証結果報告書については、事業者が作成した②及び③に対して検証を受けた検証機関が発行するものである。

4 東京都の確認及び認定の通知

東京都は、都外クレジット削減量認定申請書の内容について、次の点を、検証結果報告書も踏まえて確認する。

- (1) 算定対象の特定が適切であるか。
 - ① 事業所範囲の特定
 - ② 排出活動・燃料等使用量監視点の特定
- (2) 削減量算定期間の毎年度の特定温室効果ガス排出量が適切であるか。
- (3) 基準排出量及び削減量算定期間が、適切であるか。
- (4) 実際に実施した設備導入対策による推計削減率は適切に算定されており、かつ、推計削減率が基準を満たしているか。
- (5) 認定可能削減量が適切に算定されているか。

東京都は、都外クレジットの削減量を認定し、又は認定しなかったときは、申請者に対して、都外削減量認定（認定拒否）通知書（I号様式）を通知する。

なお、当該通知は、都外クレジットが発行可能な量を認定したものであり、都外クレジットを削減量口座簿（条例第5条の19第1項の削減量口座簿をいう。以下同じ。）に発行し、排出量取引又は義務充当を行えるようにするためには、別途、都外クレジットの発行申請が必要である。

第5章 都外クレジットの発行の申請

都外大規模事業所は、東京都から、都外クレジットの削減量を認定する通知があった後は、いつでも、都外クレジットの削減量口座簿への発行を申請することができる。

都外クレジットの元となる削減量を埼玉県目標設定型排出量取引制度の超過削減量又は県外クレジットとして二重で利用することはできない。既に義務充当を行った都外クレジットの元となる削減量について、埼玉県目標設定型排出量取引制度においてクレジット化して、削減目標の達成に利用した場合、東京都における義務充当は効力を失う。

都外クレジットの削減量口座簿への発行申請の手続については、「総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン」を参照すること。

第6章 都外クレジットの有効期間

東京都から発行された都外クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の算定対象年度に応じて異なる。具体的には、次のとおりとなる。

- ・ 第2計画期間（平成27（2015）年度から令和元（2019）年度）の削減量
第2計画期間及び第3計画期間（令和2（2020）年度から令和6（2024）年度）の削減義務の履行に利用可能
（義務充当手続は、整理期間（令和8（2026）年度9月末）終了時まで可能）
- ・ 第3計画期間（令和2（2020）年度から令和6（2024）年度）の削減量
第3計画期間及び第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度）の削減義務の履行に利用可能
（義務充当手続は、整理期間（令和13（2031）年度9月末）終了時まで可能）
- ・ 第4計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度）の削減量
第4計画期間の削減義務の履行に利用可能
※令和12（2030）年度以降の取扱いについては、別途本ガイドラインを改定する。

第7章 事業所の名称等の変更

1 事業所の名称等の変更

都外クレジット算定方法等の認定を受けた申請者（以下単に「申請者」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、当該変更の日から30日以内に、東京都へ届け出なければならない。

- (1) 都外クレジット算定方法等の認定を受けた事業所の名称又は所在地
- (2) 申請者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

届出に当たって、次のものを提出する。

- ① 都外クレジットに係る事業所の名称等変更届（F号様式）

2 所有者又は設備更新権限を有する者の変更

申請者である所有者又は設備更新権限を有する者（以下「所有者等」という。）の変更があったときは、変更後の所有者等（以下「新所有者等」という。）は、当該変更の日から30日以内に、東京都へ当該変更について届け出なければならない。

新所有者等は、東京都への届出に当たって、次のものを提出する。

- ① 都外クレジットに係る所有者等変更届（G号様式）
- ② 申請者の資格を有することを証する書類
- ③ 申請者の印鑑証明書

（既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。）

申請者が所有者等から都外クレジットを取得することについて同意を得た者（以下「クレジット同意受け者」という。）の場合であって、所有者等の変更があった場合は、当該変更後の所有者等はクレジット同意受け者への同意も含めて当該変更前の所有者等の地位を承継し、クレジット同意受け者が引き続き申請者となるものとする。

なお、申請者ではない所有者又は設備更新権限を有する者に変更があったときには、東京都へ届け出る必要はない。

3 クレジット同意受け者の変更

クレジット同意受け者の変更があった場合は、当該変更の後のクレジット同意受け者（以下「新同意受け者」という。）は、当該変更の日から30日以内に、東京都へ当該変更について届け出なければならない。この場合において、この届出の日以降は、新同意受け者が、当該変更の前のクレジット同意受け者（以下「前同意受け者」という。）に代わり申請者となる。

新同意受け者は、東京都への届出に当たって、次のものを提出する。

- ① 都外クレジットに係る所有者等変更届（G号様式）
- ② 新同意受け者が所有者等から都外クレジットを取得することについて同意を得たことを証する書類
- ③ 所有者等から前同意受け者に対する同意が解消されたことを証する書類
なお、法人の合併等により、前同意受け者が消滅した場合は、消滅したことがわかる書類の提出をもって代えることができる。
- ④ 申請者の印鑑証明書
（既に提出しているものの記載内容に変更がない場合は、省略することができる。）

A号様式（都外クレジット算定ガイドライン）その1

年 月 日		
東京都知事 殿		
申請者		
住 所		
氏 名	㊞	
〔 法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地 〕		
<h3>都外クレジット算定方法等申請書</h3>		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号ウの都外削減量 について、総量削減義務と排出量取引制度における都外クレジット算定ガイドラインの規 定により、算定方法等を次のとおり、申請します。		
事業所の名称		
事業所の所在地	県 市	
都外クレジット 算定計画書	別添のとおり	
検 証 結 果	別添のとおり	
連 絡 先	会社名	
	郵便番号	
	住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
備考		
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

A号様式（都外クレジット算定ガイドライン）申請者一覧

年 月 日

都外クレジット算定方法等申請書の申請者一覧

（住所及び氏名の欄は、法人にあつては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。）

都外クレジット算定方法等の申請対象となる事業所

名称：

所在地：

住 所 都 区

氏 名

（日本産業規格A列4番）

B号様式（都外クレジット算定ガイドライン）その1

都外クレジット算定計画書

1 申請者の概要

(1) 申請者の氏名

氏名（法人にあつては名称）

(2) 事業所の概要

事業所の名称				
事業所の所在地				
業種等	事業の業種	分類番号		
		産業分類名		
	事業所の種類	主たる用途		
		建物の延べ面積 <small>（熱供給事業所にあつては熱供給先面積）</small>	基準年度	m ²
		事務所	基準年度	m ²
		情報通信	基準年度	m ²
		放送局	基準年度	m ²
		商業	基準年度	m ²
		宿泊	基準年度	m ²
		教育	基準年度	m ²
		医療	基準年度	m ²
		文化	基準年度	m ²
		物流	基準年度	m ²
駐車場	基準年度	m ²		
工場その他上記以外	基準年度	m ²		
事業の概要				
敷地面積		m ²		

（日本産業規格A列4番）

B号様式（都外クレジット算定ガイドライン）その2

2 直近3か年度の原油換算エネルギー使用量の算定

単位：kL（原油換算）

直近3か年度	年度	年度	年度
原油換算エネルギー使用量	kL	kL	kL

3 基準排出量の算定

(1) 基準排出量の算定方法及び算定に係る情報

過去の実績排出量の平均値	単位：t（二酸化炭素換算）		
	基準年度として選択する年度	年度	年度
	特定温室効果ガス年度排出量		
	基準年度の排出量の平均値	t（二酸化炭素換算）	
過去の実績排出量の平均値	排出量が標準的でない年度	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり	年度
	当該年度の排出量	t（二酸化炭素換算）	
	当該年度の排出量が標準的でない理由		
●その他			

(2) 基準排出量の算定結果

基準排出量	t（二酸化炭素換算）/年
-------	--------------

4 都外クレジット算定期間

年度から	年度まで
------	------

5 削減目標率等

使用開始年度	年度	削減目標率	推計削減率

6 特定温室効果ガス排出量削減対策による削減効果の推計（合計）

単位：t（二酸化炭素換算）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	算定期間合計
予定量	推計削減量						
	推計削減率						

（日本産業規格A列4番）

B号様式（都外クレジット算定ガイドライン）その3

7 特定温室効果ガス排出量削減対策による削減効果の推計（個別）		実施時期	削減効果の推計（t）					根拠資料 (添付No.)	
対策 No	対策の区分 区分名称		対策の名称	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度		2029年度
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
特定温室効果ガス排出量の削減効果の合計									

※上段は計画時の推計値、下段は実施済対策の推計値を記入する欄であり、当初申請では上段のみを記入する。

(日本工業規格A列4番)

総量削減義務と排出量取引制度における都外クレジット算定ガイドライン

B号様式（都外クレジット算定ガイドライン）その4

8 都外クレジットの算定		単位：t（二酸化炭素換算）					算定期間 合計
		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
決定及び 予定の 量	基準排出量 (A)						
	削減目標率 (B)						
	削減目標量 (C = A × B)						
	排出目標量 (D = A - C)						
	推計削減量 (E)						
	特定温室効果 ガス排出量 (目標値)						
	認定可能な 都外クレジット						
9 添付する書類							
		△別紙（ ）のとおり					
		△別紙（ ）のとおり					
		△別紙（ ）のとおり					
		△別紙（ ）のとおり					
		△別紙（ ）のとおり					

備考 △印の欄には、都外クレジット算定計画書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

C号様式（都外クレジット算定ガイドライン）その1

年 月 日		
東京都知事 殿		
届出者		
住 所		
氏 名		
Ⓜ		
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 〔 法人にあつては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地 〕 </div>		
<h3>都外クレジット算定報告書届出書</h3>		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号ウの都外削減量について、総量削減義務と排出量取引制度における都外クレジット算定ガイドラインの規定により、都外クレジット算定報告書を届け出ます。		
事業所の名称		
事業所の所在地	県 市	
事業所番号		
都外クレジット算定報告書	別添のとおり	
検証結果	別添のとおり	
連絡先	会社名	
	郵便番号	
	住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
備考		
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

C号様式（都外クレジット算定ガイドライン）届出者一覧

年 月 日

都外クレジット削減量認定申請書の申請者一覧

（住所及び氏名の欄は、法人にあつては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。）

都外クレジット削減量認定申請書の申請対象となる事業所

名称：

所在地：

住 所 都 区

氏 名

（日本産業規格A列4番）

D号様式（都外クレジット算定ガイドライン）その1

都外クレジット算定報告書

1 事業者の概要

(1) 事業者の氏名

氏名（法人にあつては名称）

(2) 事業所の概要

事業所の名称					
事業所の所在地					
業種等	事業の業種	分類番号			
		産業分類名			
	事業所の種類	主たる用途			
		建物の延べ面積 <small>（熱供給事業所にあつては熱供給先面積）</small>		基準年度	m ²
		用途別内訳	事務所	基準年度	m ²
			情報通信	基準年度	m ²
			放送局	基準年度	m ²
			商業	基準年度	m ²
			宿泊	基準年度	m ²
			教育	基準年度	m ²
			医療	基準年度	m ²
			文化	基準年度	m ²
物流	基準年度		m ²		
駐車場	基準年度		m ²		
工場その他上記以外		基準年度	m ²		
事業の概要					
敷地面積		m ²			

（日本産業規格A列4番）

総量削減義務と排出量取引制度における都外クレジット算定ガイドライン

D号様式（都外クレジット算定ガイドライン）その2

2 基準排出量の算定

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度： ()
<input type="radio"/> その他	算定方法： ()

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由
変更年度	年度	変更理由
変更年度	年度	変更理由

3 都外クレジット算定期間

<input checked="" type="radio"/> 変更なし	年度から	年度まで	変更理由
<input type="radio"/> 変更あり			

4 削減目標率等

使用開始年度	年度	削減目標率	推計削減率
--------	----	-------	-------

5 特定温室効果ガス排出量削減対策による削減効果の推計（合計）（実施済対策のも単位：t（二酸化炭素換算））

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	算定期間合計
実績	推計削減量						
	推計削減率						

6 都外クレジットの算定 単位：t（二酸化炭素換算）

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	算定期間合計
決定量	基準排出量 (A)						
	削減目標率 (B)						
	削減目標量 (C = A × B)						
	排出目標上限 (D = A - C)						
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)						
	排出係数の改善と再エネ由来の証書の直接充当による削減効果 (K)						
	認定可能な都外クレジット						

(日本産業規格A列4番)

D号様式（都外クレジット算定ガイドライン）その3

7 特定温室効果ガス排出量削減対策による削減効果の推計（個別）		削減効果の推計と実績（t）				根拠資料 (添付No.)				
対策 No	対策の区分 区分名称	対策の名称	実施 時期	2025年度	2026年度		2027年度	2028年度	2029年度	合計
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
特定温室効果ガス排出量の削減効果の合計										

※上段は計画時の推計値、下段は実施済対策の推計値を記入する欄であり、各年度の報告では下段の報告年度の欄に実施済対策の推計値を記入する。

(日本工業規格A列4番)

D号様式（都外クレジット算定ガイドライン）その4

8 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

9 添付する書類

	△別紙（ ）のとおりに
	△別紙（ ）のとおりに
	△別紙（ ）のとおりに
	△別紙（ ）のとおりに
	△別紙（ ）のとおりに

備考 △印の欄には、都外クレジット算定報告書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

E号様式（都外クレジット算定ガイドライン）その1

年 月 日	
東京都知事 殿	
	申請者
	住 所
	氏 名
	⑩
[法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地]	
<h3>都外クレジット削減量認定申請書</h3>	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号ウの都外削減量について、総量削減義務と排出量取引制度における都外クレジット算定ガイドラインの規定により、都外クレジットの削減量の認定を次のとおり申請します。	
事業所の名称	
事業所の所在地	県 市
事業所番号	
都外クレジット算定報告書 特定温室効果ガス 排出量算定報告書	別添のとおり
検 証 結 果	別添のとおり
連 絡 先	会社名
	郵便番号
	住所
	所属名
	担当者名
	電話番号
	FAX番号
	メールアドレス
備考	
※受付欄	

F号様式（都外クレジット算定ガイドライン）

年 月 日	
東京都知事 殿	
届出者	
住 所	
氏 名	
Ⓜ	
〔 法人にあっては、名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地 〕	
都外クレジットに係る事業所の名称等変更届	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の11第1項第2号ウの都外削減量について、総量削減義務と排出量取引制度における都外クレジット算定ガイドラインの規定により、都外クレジットに係る事業所の名称等の変更を次のとおり届け出ます。	
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所番号	
変更事項	1 事業所の名称又は所在地 2 申請者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
変更内容	変更前
	変更後
連絡先	（電話番号 ）
※受付欄	

（日本産業規格A列4番）

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

H号様式（都外クレジット算定ガイドライン）

都外クレジット算定方法等認定（認定拒否）通知書

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

年 月 日付で申請のあった次の事業所における都外クレジットの算定方法に係る事業所範囲等について、総量削減義務と排出量取引制度における都外クレジット算定ガイドラインの規定により、次のとおり決定したので通知します。

事業所の名称			
事業所の所在地			
事業所番号			
認定結果	1 以下のとおり認定します。 2 次の理由により、申請された内容では認定できません。		
	認定拒否 の理由		
事業所範囲			
申請された基準排出量			
基準排出量	1 申請のとおり基準排出量を決定します。 2 申請された値を修正し、次の値に決定します。		
	決定した 基準排出量		
	修正の理由		
備考			

（日本産業規格A列4番）

I号様式（都外クレジット算定ガイドライン）

<h2 style="margin: 0;">都外削減量認定（認定拒否）通知書</h2>					
第 号 年 月 日					
殿 東京都知事					
年 月 日付で申請のあった次の事業所における都外クレジットに係る削減量について、総量削減義務と排出量取引制度における都外クレジット算定ガイドラインの規定により、次のとおり決定したので通知します。					
事業所の名称					
事業所の所在地					
事業所番号					
都外クレジットに係る削減量	1 次のとおり、都外クレジットに係る削減量を認定します。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">都外クレジットに係る削減量</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">t</td> </tr> </table> 2 都外クレジットに係る削減量として認められません。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">理由</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	都外クレジットに係る削減量	t	理由	
都外クレジットに係る削減量	t				
理由					
備考					

（日本産業規格A列4番）